

公益財団法人横浜企業経営支援財団 保有施設の入居促進に係る取扱基準

制定 平成 29 年 6 月 1 日

(目的)

第 1 条 この取扱基準は、公益財団法人横浜企業経営支援財団（以下「財団」という。）施設使用規則に基づく施設の入居者募集にあたり、財団賃料等減免、減額等に係る事務取扱要綱第 3 条第 3 項の規定に基づき、事業連動型フリーレント制度及び初期費用提供型制度を試行することに必要な事項を定める。

(名称及び定義)

第 2 条 前条の名称及び定義は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 事業連動型フリーレント

ア 新規入居者（中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者に限る。以下、第 2 号において同じ。）が、新たに横浜型地域貢献企業の認定を受けたとき、又は引き続き認定を受け格付けが上がったときに、当該日の翌月初日から 2 か月分の賃料（共益費を除く。）を無料とする。

イ 新規入居者が、新たに横浜知財みらい企業の認定を受けたとき、又は引き続き認定を受けたときに、当該日の翌月初日から 2 か月分の賃料（共益費を除く。）を無料とする。

ウ 新規入居者が、新たによこはまグッドバランス賞の認定を受けたとき、又は引き続き認定を受けたときに、当該日の翌月初日から 2 か月分の賃料（共益費を除く。）を無料とする。

(2) 初期費用提供型

横浜市外から転入する新規入居者に対し、賃料（共益費を除く。）の 1 か月分を限度として転入に係る移転費用を一部負担する。ただし、転入に係る移転費用とは、次条第 1 号に規定する対象施設で転入後に事業に供するために必要な動産のうち、移転前の場所にある事業に供しているものを当該対象施設まで運送するために第三者に支払うものとして直接必要な費用のことをいい、運送等に係る契約に必要な印紙のほか、廃棄処分費用、移転したものの据え付け、新規備品購入等をはじめとした他の費用は一切含まれないものとする。

(対象施設、実施期間及び対象者)

第 3 条 対象施設、実施期間等は、次のとおりとする。

(1) 対象施設

横浜メディア・ビジネスセンター 5 階部分（316.5 m²）

(2) 実施期間

平成 29 年 6 月 9 日から平成 30 年 3 月 31 日まで

(3) 対象者

第 5 条第 2 項に規定する制度利用者の制限に該当しない者であって、平成 29 年 9 月 30 日までに入居申込書を提出した者とし、かつ、第 2 条第 1 号に基づき申請しようとする者は、平成 30 年 3 月 31 日までに同号に規定する認定を受ける者であること。

(事業連動型フリーレント制度の付与期間)

第 4 条 第 2 条第 1 号の規定に基づくフリーレントの付与期間は、同条第 1 号に掲げる区分ごとに 2 か月間とし、併用して 6 か月間を上限とする。

2 前項の場合において、第 2 条第 1 号に掲げる区分のうち複数の認定を受け、当該複数の認定が同一の月又は隣接する複数の月となるときは、先に認定を受けたものを優先して対象とするものとし、後順位のもの、先に認定を受けたものの付与期間の満了日の翌日から当該後順位の認定のみを受けたとした場合の起算日から 2 か月までの間を限度として付与するものとする。

(制度利用者の制限等)

第5条 第2条第1号の規定に基づく制度を利用することとなった者は、第3条第1号に規定する対象施設に入居している期間は、継続して第2条第1号に掲げる認定を受けた状態を維持しなければならない。

2 次の各号に掲げる事項に該当する者は、制度を利用することができない。

(1) 財団が管理運営する施設に入居していた者（当該者の役員である者又は過去1年以内に当該者の役員であった者が役員として就任している者を含む。）であつて、退去後1年を経過しない者

(2) 財団が管理運営する施設の使用料等を滞納したことがある者

(3) 暴力団その他反社会的勢力と関係のあると認められる者

3 第2条第1号の規定に基づく制度を利用することとなった者が、第1項の規定の要件を満たさなくなったとき、又は前項各号に掲げる者であることが判明した場合は、制度の利用により財団から受けた額と同額を財団に返還しなければならない。

4 第2条第2号の規定に基づく制度を利用することとなった者が、当初の賃貸借契約期間の満了日前までに賃料及び共益費その他負担すべきものを1か月以上滞納し、又は当該契約書上の契約解除事由を生じさせ、若しくは自己の都合により契約解除に至ったとき、又は第2項各号に掲げる者であることが判明したときは、制度の利用により財団から受けた額と同額を財団に返還しなければならない。

5 第2条各号に規定する制度を利用することとなった者が、第2項各号に該当する者であることが判明し、財団に損害を与えたと財団が認める場合は、当該者は財団に対し、損害賠償の責に任じなければならない。

(制度利用の申請)

第6条 第2条第1号の規定に基づく制度を利用しようとする者は、第3条第2号に規定する期間内に、「事業連動型フリーレント制度利用申請書」（第1号様式）を財団理事長（以下「理事長」という。）に提出しなければならない。

2 第2条第2号の規定に基づく制度を利用しようとする者は、転入後速やかに、「初期費用提供型制度利用申請書」（第2号様式）を理事長に提出しなければならない。

(制度利用の承認)

第7条 制度利用の承認又は不承認は、理事長が「事業連動型フリーレント制度・初期費用提供型制度利用承認書」（第3号様式）、又は「事業連動型フリーレント制度・初期費用提供型制度利用不承認通知書」（第4号様式）を交付して行うものとする。

(改廃)

第8条 この取扱基準の改廃は、事務決裁規程に基づく者の決裁により行うものとする。

(補則)

第9条 この取扱基準に定めるもののほか、実施について必要な事項は、財団事務局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この取扱基準は、平成29年6月1日から施行する。

事業連動型フリーレント制度利用申請書

（申請先）

公益財団法人横浜企業経営支援財団 理事長

申請者所在地
 法人名
 代表者職氏名
 電話番号
 FAX番号

㊞

第5条第2項に規定する事項に該当しないことを誓約し、また、同条第3項の内容を十分理解し了承したうえで、次のとおり事業連動型フリーレント制度の利用を申請します。

対 象	1 横浜型地域貢献企業認定 ・ 上位格付け認定 2 横浜知財みらい認定 ・ 継続認定 3 よこはまグッドバランス認定 ・ 継続認定 （該当項目の番号を○で囲んでください。）
認 定 日	平成 年 月 日
対 象 施 設	横浜メディア・ビジネスセンター5階（316.5㎡）
添 付 書 類	認定を受けたことがわかる書類（写）を添付してください。
※受付日 平成 年 月 日	受付者（ ）
※備考	

※印の欄は、記入しないでください。

初期費用提供型制度利用申請書

（申請先）

公益財団法人横浜企業経営支援財団 理事長

申請者所在地
法人名
代表者職氏名
電話番号
FAX番号

㊞

第5条第2項に規定する事項に該当しないことを誓約し、また、同条第4項の内容を十分理解し了承したうえで、次のとおり初期費用提供型制度の利用を申請します。

対象	転入に直接要する動産の運送費
転入日	平成 年 月 日
対象施設	横浜メディア・ビジネスセンター5階（316.5㎡）
添付書類	運送費用（移転に直接要したものに限り。）内訳がわかる書類を添付してください（原本証明を付したコピーでも可）。
※受付日 平成 年 月 日	受付者（ ）
※備考	

※印の欄は、記入しないでください。

事業連動型フリーレント制度・初期費用提供型制度利用承認書

様

公益財団法人横浜企業経営支援財団
理事長

平成 年 月 日に申請のありました制度について、次のとおり承認します。

対象制度	
利用期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
対象施設	横浜メディア・ビジネスセンター5階 (316.5㎡)
金額	●●●, ●●●円 内訳 (賃料○か月分)
<p><制度利用の条件（第5条関連）></p> <p>1 事業連動型フリーレント制度を利用することとなった場合、対象施設に入居している期間は、申請された認定について、継続してその状態を維持しなければなりません。</p> <p>2 次の(1)から(3)までに掲げる事項に該当する場合は、制度を利用することができません。</p> <p>(1) 財団が管理運営する施設に入居していた者（当該者の役員である者又は過去1年以内に当該者の役員であった者が役員として就任している者を含む。）であって、退去後1年を経過しない者</p> <p>(2) 財団が管理運営する施設の使用料等を滞納したことがある者</p> <p>(3) 暴力団その他反社会的勢力と関係があると認められる者</p> <p>3 事業連動型フリーレント制度を利用することとなった方が、「1」の要件を満たさなくなったときや「2」の(1)から(3)に該当することが判明した場合は、制度の利用により財団から受けた額と同額を財団に返還しなければなりません。</p> <p>4 初期費用提供型制度を利用することとなった方が、当初の賃貸借契約期間の満了日前までに賃料及び共益費その他負担すべきものを1か月以上滞納し、又は当該契約書上の契約解除事由を生じさせ、若しくは自己の都合により契約解除に至ったとき、又は「2」の(1)から(3)までに掲げる者であることが判明したときは、制度の利用により財団から受けた額と同額を財団に返還しなければなりません。</p> <p>5 「2」の(1)から(3)までに該当する場合で、財団に損害を与えたと財団が認める場合は、損害賠償責任が生じることとなります。</p>	

事業連動型フリーレント制度・初期費用提供型制度利用不承認通知書

様

公益財団法人横浜企業経営支援財団
理事長

平成 年 月 日に申請のありました〔事業連動型フリーレント制度 ・ 初期費用提供型制度〕
の利用については、不承認としますので、通知します。